

随 意 契 約 理 由 書

1 工事（業務）名	2026年度ホームページ維持管理業務
2 業 者 名	TOPPAN株式会社
3 随意契約理由	
<p>当社ホームページ（ドライバーズサイト・企業情報サイト等）は、お客さま及びステークホルダー（以下、お客さま等という。）に対し、必要な情報を直接かつ速やかに提供するための媒体である。そのため、維持管理にあたっては、その特性上、最新の情報を正確かつ速やかに各種サイトに反映し、必要に応じて実施するコンテンツの追加等についても責任をもって迅速に実施できる体制を維持する必要がある。加えて、セキュリティ上の不具合が生じた場合、お客さま等からの信頼が著しく損なわれる恐れがあることから、セキュリティリスクを予見した対応が不可欠である。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社ホームページの各種システム・プログラムの構築及びコンテンツ（サイト全体のデザイン、レイアウト構成を含む）制作に携わり、外部システムとの連携方法や構造等を把握し維持管理を行うノウハウを有していること</li> <li>・日常的なメンテナンス、データの追加、修正及び動作確認等において、現在構築されているプログラムやシステムを熟知し、セキュリティリスクを予見した迅速な対応ができること</li> <li>・コンテンツの追加・更新において、適切なシステム等を選定・導入することができ、責任の所在が不明確にならないこと</li> </ul> <p>が契約相手方に求められる要件となる。</p> <p>TOPPAN株式会社は、「阪神高速道路株式会社ホームページリニューアル業務」を受注し、ホームページ全てのページ移行及び制作に加え、各種システム・プログラムの構築により構造設計の詳細を熟知していることから、稼働中の当社ホームページの運用等に影響を与えることなく、コンテンツやシステム等の保守、運用を安定的に実施し、セキュリティリスクを予見した迅速な対応を取ることができる。また、コンテンツの追加・更新においても当社ホームページの仕様に適した管理システムを選定・導入し、システムの構築やコンテンツの制作に一貫性を担保できるため、責任の所在が不明確にならない。</p> <p>以上のことから、TOPPAN株式会社は本業務を実施することができる唯一の者であると認められるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定によりTOPPAN株式会社を契約相手方として随意契約することとする。</p>	
<p>阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。</p>	